

仙台市障害者保健福祉計画
(平成 24 年度～29 年度)
第 3 期仙台市障害福祉計画
(平成 24 年度～26 年度)
中間案

平成 23 年 12 月

仙 台 市

I 計画策定の趣旨等

1 これまでの経過及び策定の趣旨

本市では、国際障害者年(昭和 56(1981)年)、「国連・障害者の十年」(昭和 58(1983)年から平成 4(1992)年)に対応し、障害のある方の福祉を推進するため、昭和 58(1983)年、「障害者福祉計画」を策定しました。以来、社会状況等の変化に対応するため新たな計画を策定し、障害のある方の福祉の総合的な推進に努めてまいりました。

平成 10(1998)年 3 月には、それまでの身体障害のある方及び知的障害のある方に加え、精神障害のある方や、難病患者などの制度の谷間とされる方々を施策の対象に加え、障害の種別の枠を超えた視点に立ち、名称も、「障害者保健福祉計画」に改め、保健・福祉が一体となった施策推進を図ることといたしました。

平成 15(2003)年 3 月に障害福祉サービスの利用方法が措置制度から契約方式に変わりました。この「支援費制度」に対応するため、平成 15 年度から平成 19 年度までを期間とする障害者保健福祉計画を策定し、その円滑な導入を進めました。

平成 18(2006)年 4 月の障害者自立支援法の施行は、障害種別ごとに提供されてきた障害福祉サービスの一元化、施設や事業の再編など大きな制度改革となりましたが、それに対応するため、平成 23 年度までを計画期間とする「障害者保健福祉計画」と、自立支援法により新たに策定することとなった「障害福祉計画」を一体的なものとして策定し、また激変緩和措置を講じるなどの対応を進めました。

国においても特別対策等が導入され、新たな制度の定着に向けた措置が進められる中、平成 21(2009)年 3 月には「第 2 期障害福祉計画」を策定し、これらに対応してきました。

平成 21 年 12 月、国に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に向けた国内法整備や自立支援法の廃止を前提とした新たな立法措置等、障害のある方に関する施策の総合的な検討が続けられています。

平成 23(2011)年 6 月に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「障害者虐待防止法」）が成立、平成 24(2012)年 8 月から施行されることとなっており、また、障害者基本法も大きく改正され、一部を除き、平成 23 年 8 月から施行されました。

障害者制度が大きく変化する過渡期である現在、改革の方向性を見据えながら、これまでの施策の達成状況等をふまえつつ、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復興を推進し、障害の有無にかかわらず誰もが安全に安心して生活できるまちの実現に向け、新たな「障害者保健福祉計画」及び「第 3 期障害福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 障害者保健福祉計画と本市の各計画等との関係

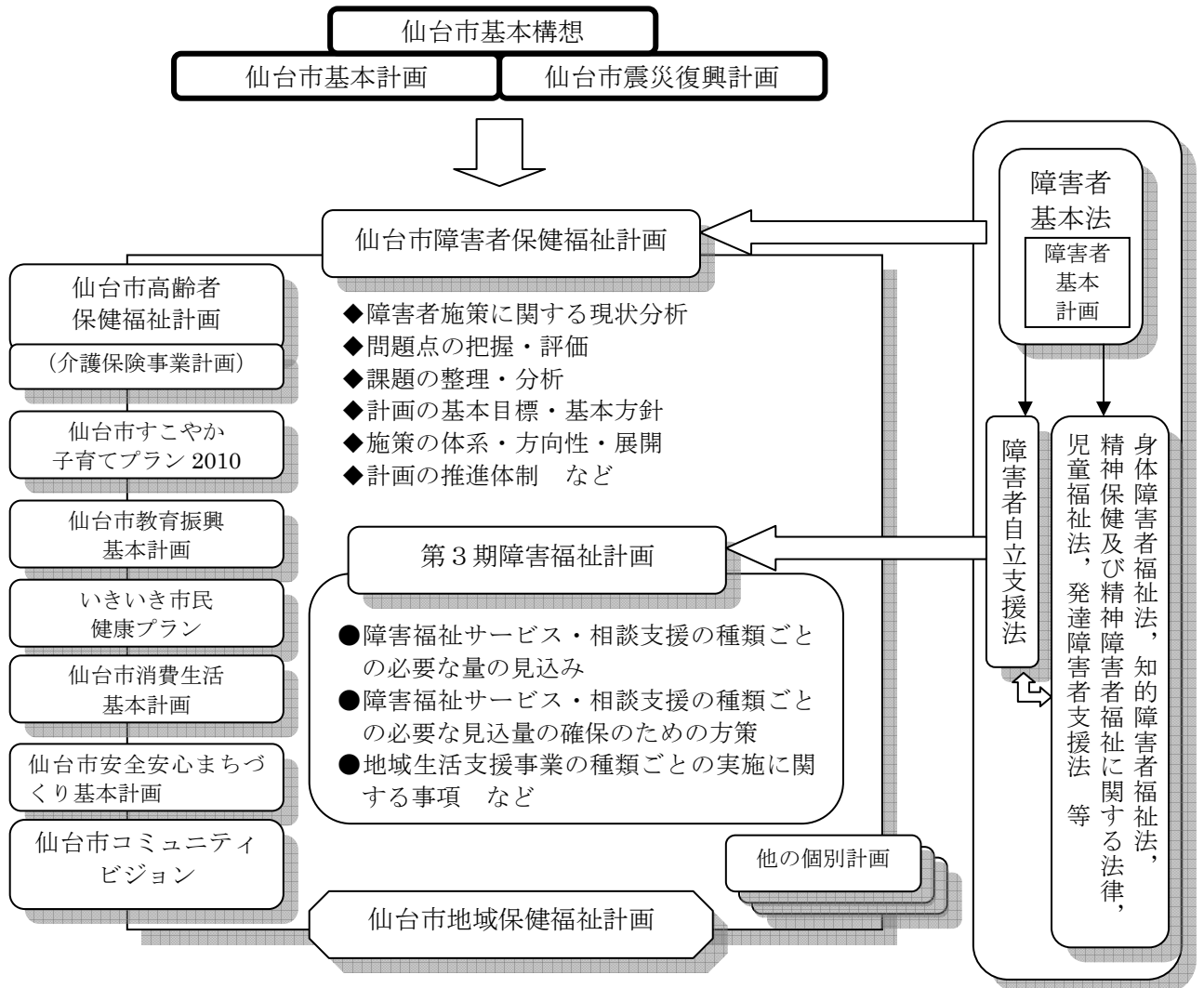
「障害者保健福祉計画」は、平成 23 年 3 月に策定された「仙台市基本計画」及び大震災からの早期復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定めた「仙台市震災復興計画」をふまえながら、「高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」、「すこやか子育てプラン 2010」、「いきいき市民健康プラン」等の本市の関連する計画と連携し、保健福祉をはじめとした様々な分野にわたる障害のある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

(2) 法の位置づけ

障害者保健福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）として位置づけます。

第 3 期障害福祉計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に定める障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）として策定するとともに、障害者保健福祉計画の前期 3 年間の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけます。

計画の位置づけ（イメージ）



3 計画の範囲

本市の障害者保健福祉計画においては、これまでも、三障害（身体障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方）以外の障害者福祉制度の谷間にある方々も支援の対象として、施策を展開してきました。

障害者基本法の改正により、「障害者」の定義も広くなりましたが、本市の先駆的な取り組みを引き継ぎ、障害者基本法に定める「障害者」を計画の対象とし、その家族、取り巻く地域、そして社会全体も含め、障害のある方の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

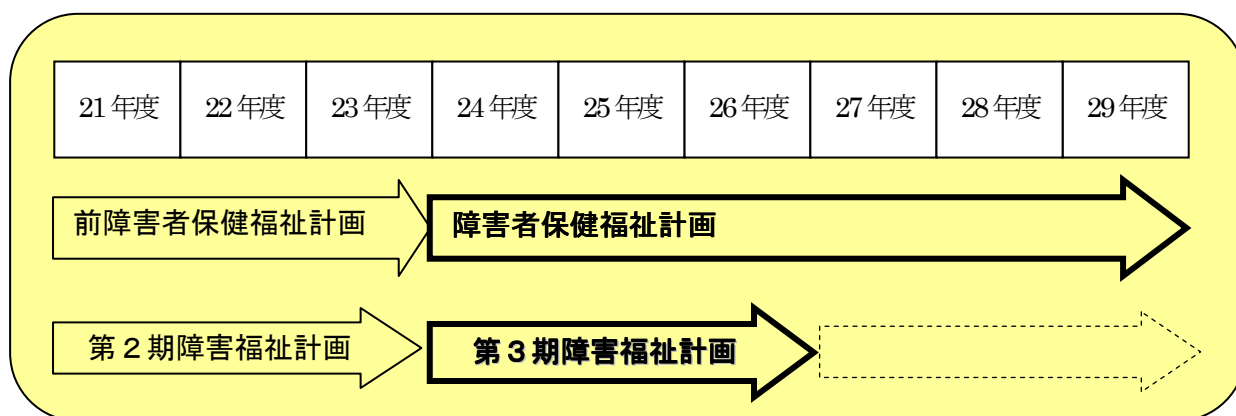
※障害者基本法の改正により、「障害者」とは、心身の機能に障害があり、障害と「社会的障壁」により、継続的に日常生活や社会生活に相当の制限を受ける状態にある方と定義されました。「社会的障壁」とは、障害のある方が生活をしていくうえで、障壁となる事物や制度、慣行などその他一切のものとされています。

4 計画期間

障害者保健福祉計画は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間（平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間は前期、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間は後期）とします。

第 3 期障害福祉計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間とします。

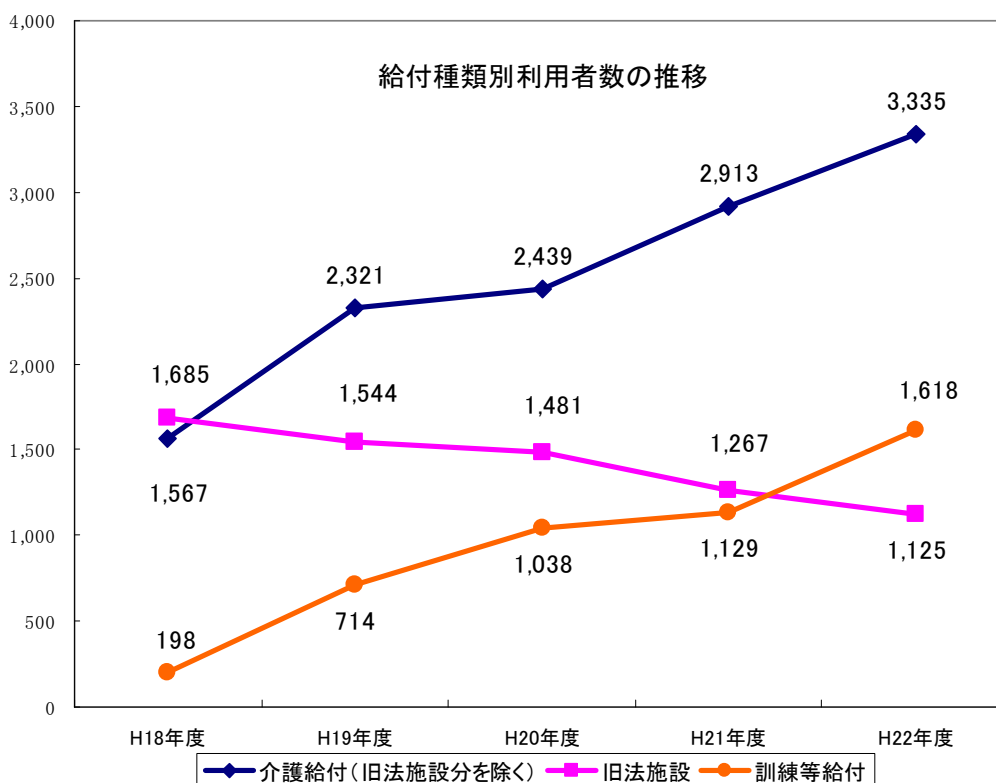
平成 26 年度に次の「障害福祉計画」の策定とあわせて、障害者保健福祉計画の中間評価を行います。ただし、国の障害者制度改革の動向も含め、社会状況等の変化に対し、必要に応じて計画を見直します。



II 現状・計画の進捗等

1 障害者を取り巻く現状及び課題

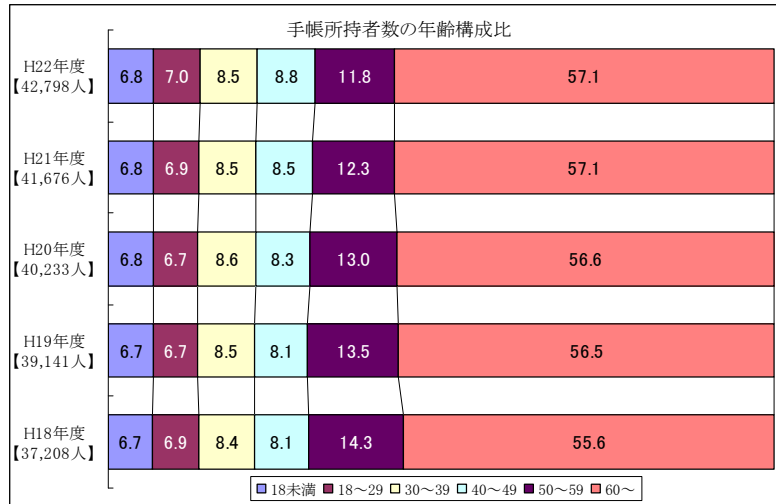
障害者手帳所持者数は増加し、障害福祉サービス利用者数も年々伸びています。これに伴い、障害のある方の施策に係る事業費も増加しており、今後も同様の傾向が見込まれます。



障害者手帳を所持していないものの支援の必要がある方の実態把握は困難な面もありますが、障害のある方の範囲の拡大とあわせた施策の推進が求められています。

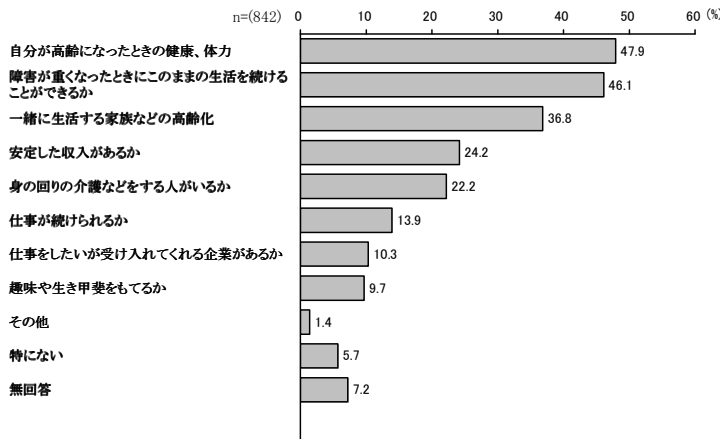
少子高齢化が進む今日、障害のある方とその家族の高齢化が進んでいます。

平成 22 年度に実施した「障害者等保健福祉基礎調査」においては、今後の不安について、将来や家族・親の高齢化、親が亡くなった後の生活に関するものが多くなっています。障害のある方が身近な地域で安心して生活していくためには、高齢化に対応しながら、ライフ・ステージに応じたきめ細かな支援を通し、将来の不安を取り除いていくことが重要となっています。

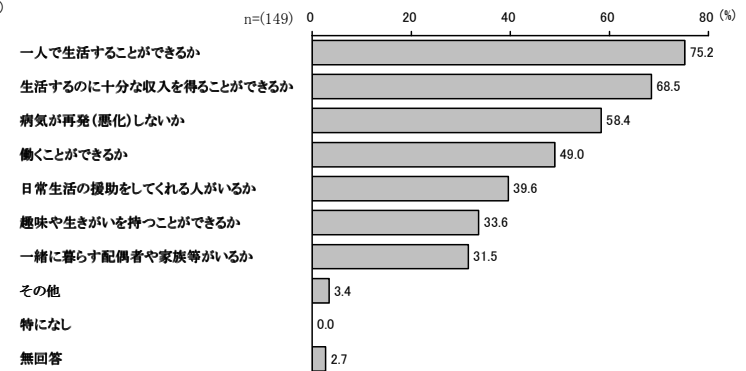


仙台市障害企画課調べ

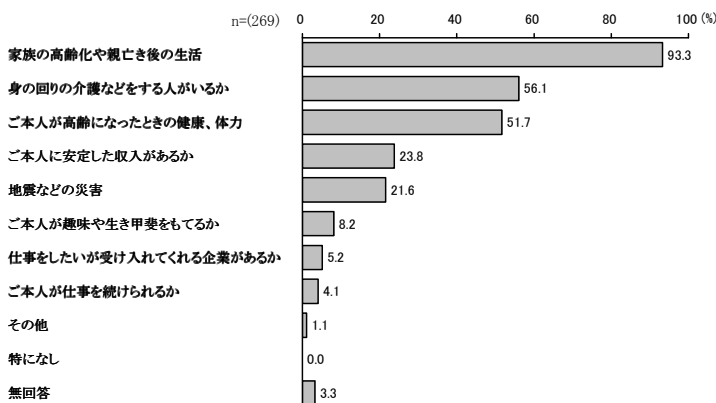
【身体障害者本人】



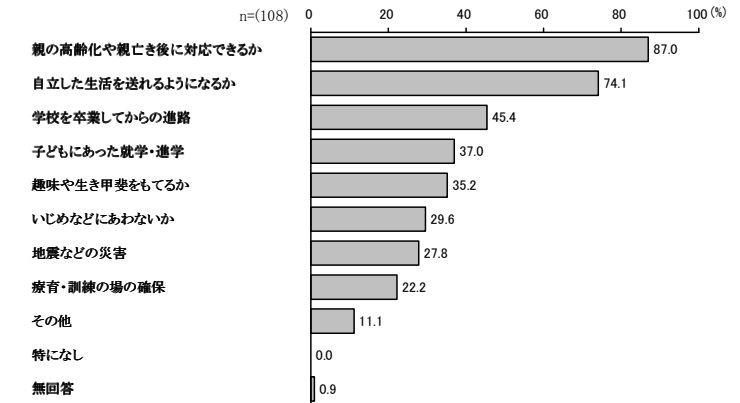
【精神障害者家族】



【知的障害者家族】

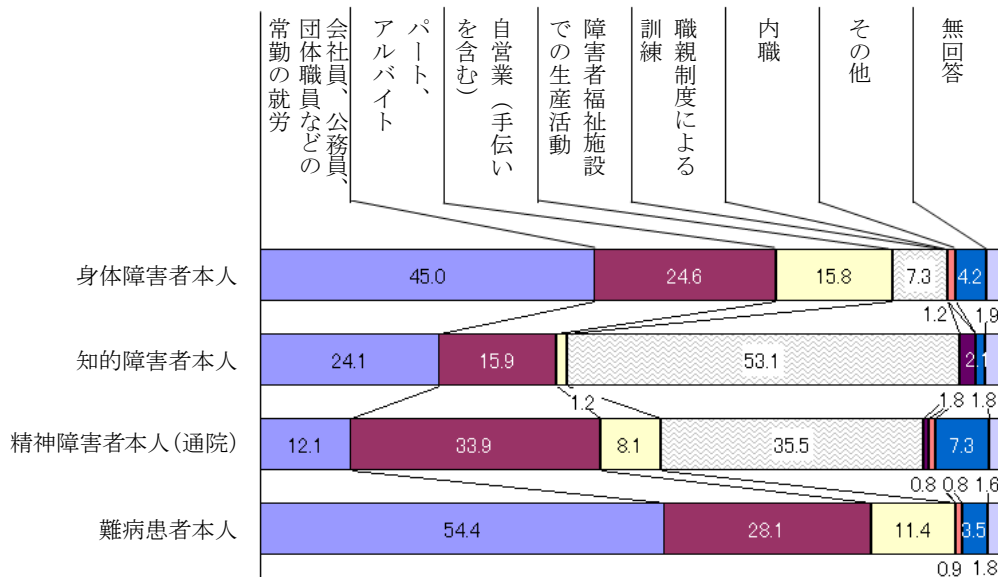


【発達障害児(者) 家族】



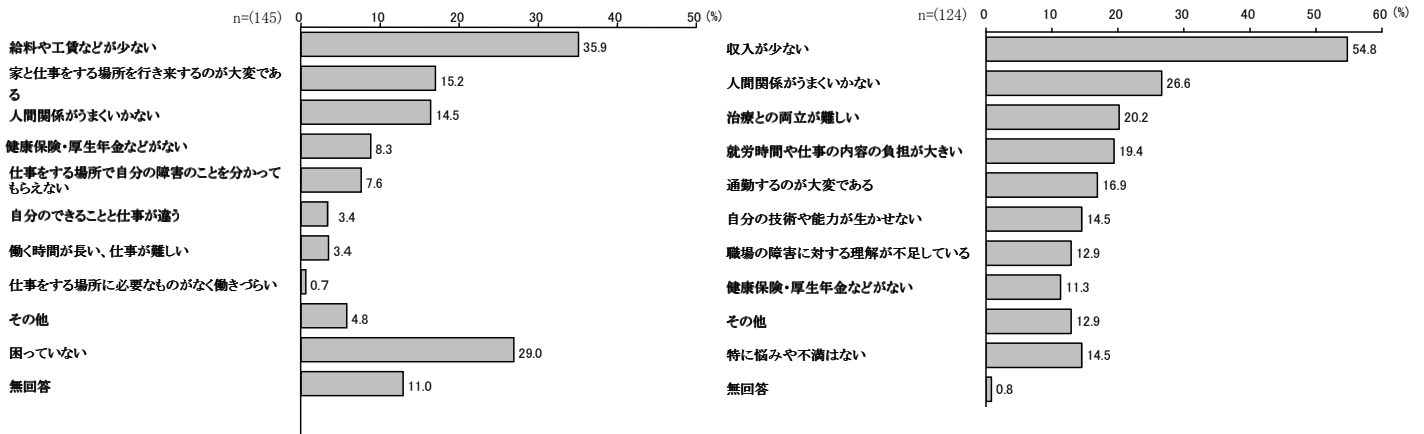
障害者等保健福祉基礎調査(平成 22 年度実施)より

障害のある方の就労状況としては、身体障害のある方や難病患者については、会社員等の常勤の就労が多いものの、知的障害のある方及び精神障害のある方は福祉施設での生産活動である、いわゆる福祉的就労が多く、また、収入に対する不満も多くなっており、自立した生活に向け、障害の特性・状態等に応じた就労支援が求められています。



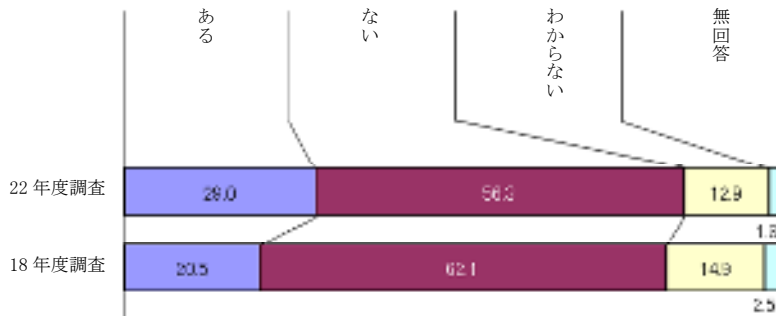
【知的障害者本人】

【精神障害者本人(通院)】

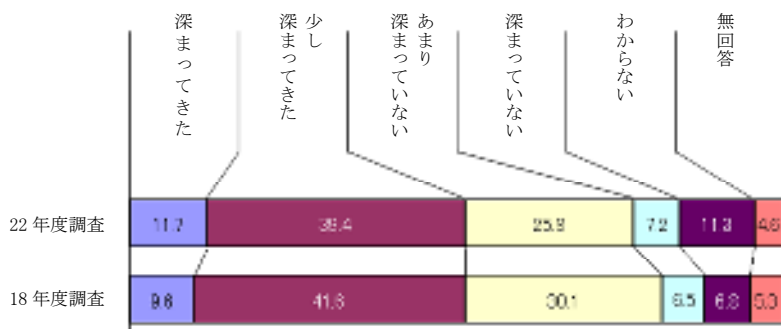


障害者等保健福祉基礎調査(平成 22 年度実施)より

障害を理由とした差別、無視やいやがらせなどを見たことの有無 (%)



障害のある方への理解 (%)



障害者等保健福祉基礎調査より

障害のある方に対する差別や理解の状況について、平成18年度と平成22年度の障害者等保健福祉基礎調査の比較では、障害を理由とした差別等を見たことがあるという回答は増え、障害のある方への理解が深まったとする回答に大きな変化はみられないことから、障害を理由とする差別等の解消と、社会を構成する一員としての権利擁護とその推進が一層必要となっています。

このような現状のほか、障害者制度改革による法改正や新法の制定など、障害のある方を取り巻く状況は大きく変化しようとしています。本市財政が年々厳しさを増す中、これらの変化に伴うニーズの増加、多様化に対応していくためには、事業を継続的に検証し、必要に応じた見直しを行うなどしながら、緊急性や重要性に応じた施策の展開が求められています。

また、東日本大震災からの復興を進める中、被災者の心のケア等の支援を行いながら、震災を教訓とし、災害があっても安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現に向け、安否確認や避難、避難所のあり方など、防災対策等を講じていく必要があります。

2 障害者保健福祉計画及び第2期障害福祉計画の進捗等について

(1) 障害者保健福祉計画（18年度～23年度。以下「前計画」という。）の概況

前計画では、①精神障害者退院促進事業、②精神科救急システム、③地域リハビリテーション推進事業、④発達障害者支援体制整備事業、⑤障害者相談支援事

業，⑥就労支援システム整備事業の6つの事業を重点事業と位置づけました。

前計画期間においては，精神障害のある方の病院から地域生活への移行を促進するため，宿泊型訓練などを行うとともに，移転新築される仙台市立病院への精神科救急機関施設の設置に関し検討を進めました。在宅の障害のある方が身近な地域で適切なリハビリテーションを受けられる体制整備の一つとして，若林障害者福祉センターを整備し，また，発達障害のある方の相談や支援の体制の強化を図るため，南部発達相談支援センターを整備しました。（平成24年1月に開所予定）仙台市障害者自立支援協議会からの相談支援体制の再編強化の方向性を受け，相談支援の各主体の協働による障害のある方への支援の仕組みづくりを進めるとともに，地域における障害者職業能力開発促進事業，知的障害者チャレンジオフィス事業などを展開し，障害のある方の就労支援の取り組みを進めました。

（2）第2期障害福祉計画（21～23年度。以下「第2期計画」という。）の概況

第2期計画においては，①施設入所者の地域生活への移行者数，②施設入所者数，③入院中の精神障害者の地域生活への移行者数，④福祉施設から一般就労への移行者数の4項目について数値目標を，各種障害福祉サービス，地域生活支援事業については，その見込量を掲げ，目標達成や必要なサービス量の確保に向け取り組んできました。

両計画とも，障害者自立支援法による施設，事業体系の再編をはじめとした大きな変革の中，障害のある方が安心して地域生活ができるよう，制度の構築や支援体制の整備，サービスの確保などの課題を克服しながら，施策の推進に努めてきました。

国において障害者制度改革が進められる中，障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の制定を目指した作業が進められており，大きな制度改革も予想されるようですが，制度改革に対応しながら，障害のある方の地域生活を支えるため，そのニーズを的確にとらえ，必要なサービス，支援を提供していくことが求められています。

Ⅲ 基本目標及び基本方針

1 基本目標

本市の計画においては、長年にわたり、昭和 56 年の国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」、国の障害者基本計画の理念「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念としてきました。

これらが掲げられてから約 30 年が経過し、障害のある方に関する考え方や取り巻く環境等は大きく変化してきました。

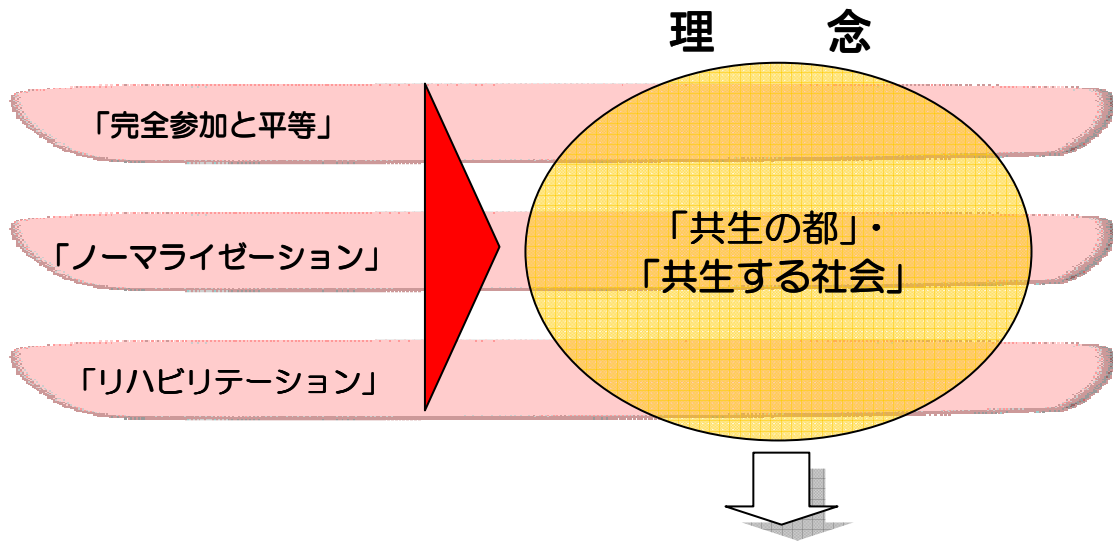
国で進められている障害者制度改革の一環として行われた障害者基本法の改正では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」と、目指す社会像が示されたところではあります。

また、前計画からは、ICF（国際生活機能分類）という視点を取り入れ、心身の機能の面だけに着目するのではなく、障害のある方を取り巻く生活環境等も含めた総合的な施策の推進に努めてきました。

このような中、平成 23 年 3 月に策定された仙台市総合計画 2020 では、目指すべき都市像の一つに「支え合う健やかな共生の都」、そして「すべての市民が人間の尊厳を大切にし、多様性を認め合いながら、能力を発揮することができ、一人ひとりが尊重されるまち」を掲げたところではあります。

本計画においては、これまでの障害者保健福祉計画の基本理念とこれまで本市の施策の取り組み状況や現状及びその課題等をふまえ、仙台市総合計画 2020 に掲げる都市像「共生の都」、障害者基本法の目指す社会像「共生する社会」の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進していくため、基本目標を次のとおり定めます。

理念・基本目標の概念（イメージ）



基本目標

誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち・仙台の実現

基本目標の実現にあたっては、次の3つの視点に立って施策を推進します。

- (1) 自分らしく生き生きと生活する
- (2) 地域でともに支え合い、安心して暮らす
- (3) 生きがいをもって社会で活動・参加する

(1) 自分らしく生き生きと生活する

障害の有無にかかわらず、自分の意思に基づき、自立した生活できるようなサービスや支援の提供等

(2) 地域でともに支え合い、安心して暮らす

様々な関係機関や団体等が連携・協力し、障害のある方も含め、地域全体として支え合いながら、安心して生活できる環境づくり

(3) 生きがいをもって社会で活動・参加する

障害のある方が、社会を構成する一員として、就労やスポーツ、文化活動など、あらゆる分野において、その活動が確保され、自己実現に向けて取り組める社会環境の整備

2 基本方針

基本目標を実現するための施策の方向性として5つの基本方針を定めます。

- (1) 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進
- (2) 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実
- (3) 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備
- (4) 就労や社会参加による生きがづくり
- (5) サービスの充実と質の向上

(1) 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進

障害のある方の自立した地域生活の実現にあたっては、必要な支援の提供や、物理的な障壁（バリア）の除去のみならず、意識や制度、慣行などに潜む障壁（バリア）を取り除いていくことが不可欠です。そのためには社会全体として障害への理解を深めることが必要であり、様々な機会をとらえ普及啓発等を行います。

また、権利を保護する取り組みを強化するとともに、尊厳を守るために、虐待の防止体制の整備を行うなど、権利擁護を推進します。

(2) 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実

障害のある方が住みなれた地域で生活できるよう、その意思を尊重し、必要なサービスや支援等を提供するための相談支援体制を強化するとともに、障害の早期発見やライフ・ステージに対応した支援を行っていきます。

医療的ケアが必要な方や重症心身障害児者、強度行動障害のある方など、特に支援の必要な方に対するサービス等の提供や、発達障害のある方、難病患者など多様化する障害の特性等に応じた適切な支援を行います。

また、障害の原因となる傷病などの予防、障害の軽減、健康を維持するための保健・医療施策を推進するとともに、自殺予防対策の推進、精神科救急システムの整備を進めます。

(3) 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備

障害のある方が安全に安心して地域で暮らせるよう、様々な環境を整備します。

身近な地域でリハビリテーションを受けられる体制の整備を進めるとともに、支援を通し、自己決定に基づき、住まいの場や日中活動の場を選択できる環境を整えていきます。また障害のある方とその家族を包み込む地域における支え合いの体制づくりを進めます。

物理的な障壁や情報における障壁の除去を促進し、安全な生活空間の形成

を図るとともに、移動に関する様々な支援により、社会活動の促進を図ります。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、災害に備えた対策を推進し、災害時の支援体制の整備や災害時におけるサービス提供体制の確保等の取り組みや防災対策を進めます。

(4) 就労や社会参加による生きがいづくり

障害のある方が、就労や、スポーツ・レクリエーション活動、文化・芸術活動を通して、地域の中で生きがいや働きがいのある生活を送ることができるよう、障害程度・特性に応じた多様な就労環境づくりを推進するとともに、市民の理解と関心を高め、相互理解・交流を推進しながら社会参加の一層の促進を図ります。

(5) サービスの充実と質の向上

障害のある方とその家族がいつでもどこでも必要とするサービスを選択できる基盤整備を促進するとともに、必要なサービス量の確保を図ります。サービスの提供者である事業者への指導等の実施や一人ひとりを理解し、それぞれに合った支援を提供できる質の高い人材の育成を進め、サービスの質の向上を図ります。

IV 施策の体系

1 体系図

基本目標のもと，5つの基本方針にそって，施策を体系的に整理し，総合的に推進します。

1 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進
(1) 市民理解と相互交流の促進
① 市民理解の促進
② 相互理解と交流の促進
(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進
① 権利擁護の推進
② 虐待防止対策の推進
2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実
(1) 相談支援体制の強化
① 相談支援体制の整備
② 多様な専門相談機関の充実
③ ケアマネジメント推進体制の整備
(2) 障害児に対する支援の充実
① 障害児とその家族への支援
② 放課後の居場所づくり
③ 教育環境の充実
④ 地域における療育の支援
(3) 障害特性等に対応した支援の充実
① 障害特性等に対応した特別な支援
② 心身の状態に応じた適切な支援
(4) 保健・医療の推進
① 健診・受診の促進
② 健康づくりの推進
③ 自殺予防の推進
④ 精神科救急システムの整備

3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備
(1) 地域で生活していくための環境整備
① 地域生活支援のための拠点の整備
② 住まいの場の確保等地域移行支援
③ 地域住民同士の支え合いの体制構築
④ 防犯対策の推進
(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進
① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
② 容易に移動できる環境の整備
③ コミュニケーション支援の充実
(3) 震災を踏まえた災害対応の強化
① 災害に備えた対策の推進
② 災害時の支援体制の整備
③ 災害時におけるサービス提供体制の確保
4 就労や社会参加による生きがいつくり
(1) 多様な就労による生きがいつくり
① 多様な就労の場の創出
② 就労促進に向けた普及啓発
(2) 障害者就労支援体制の充実
① 就労支援ネットワークの推進
② 個別ニーズに対応できる支援体制の整備
(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援
① スポーツ・レクリエーション活動の促進
② 文化・芸術活動の促進
(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援
① 当事者活動の推進
② 社会的活動への参加促進
5 サービスの充実と質の向上
(1) サービスを選択できる環境の整備
① 障害福祉サービス提供体制の整備
② 地域生活を支える各種サービスの提供
③ サービスの質の維持向上を図る指導
(2) 人材の育成・確保
① 障害福祉に従事する人材育成・研修の充実
② ボランティアなど地域で支える担い手の確保

2 重点プロジェクト

本計画では、緊急に取り組むべき施策や重点的に取り組むべき課題に対応するため、次の5つを「重点プロジェクト」とします。

- (1) 震災からの復興施策の推進
- (2) 障害児への支援の充実
- (3) 就労支援体制の推進
- (4) 精神障害者への施策の充実
- (5) 障害の重度化・多様への対応の強化

(1) 震災からの復興施策の推進

東日本大震災を教訓に、安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、被災後の生活支援など、災害時等における障害のある方への支援体制を充実していきます。

また、震災により被災した障害者支援施設等の復旧や影響を受けた就労状況の改善を進めるとともに、被災による生活環境の変化等に伴う精神面の不安に対する「こころのケア」について対応を強化していきます。

あわせて、きめ細かな支援が提供できるよう、相談支援体制の強化や人材育成を通し、支援のネットワークづくりの充実を図り、安心して地域生活を送ることができるよう、有機的な連携のもと各種の事業を推進します。

(2) 障害児への支援の充実

法改正による平成 24 年 4 月からの障害児関係施設等の体系再編に対応しながら、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、幼児期から成年期に至るまで一貫した支援を推進します。

発達や成長に応じた適切な支援を行うとともに、特に、生涯にわたる生活の基礎が培われる大切な時期である就学前の療育体制を強化していきます。

また、就学以降の健やかな成長と生活能力の向上等を図るため、放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進するなど、障害のある子どもとその家族への支援の充実を図っていきます。

(3) 就労支援体制の推進

福祉的就労から一般就労に移行できるよう、本市障害者就労支援センターや関係機関、就労支援事業所等によるネットワークを活用し、職業能力の開発や就労継続に向けた支援を行うとともに、福祉的就労の充実を図ります。

また、一般就労の拡大に向け、障害のある方への支援だけでなく、企業等に対し、障害者雇用に係る継続的な広報や障害の特性に応じた就労機会の創出などについて働きかけなどを行っていき総合的な就労支援体制づくりを進めます。

あわせて、就労支援の中核を担っている障害者就労支援センターのあり方について検討していきます。

(4) 精神障害者への施策の充実

精神障害のある方については、国の「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念にそって、本市においても各種事業に取り組んできたところですが、偏見や長期入院者の地域生活への移行など、いまだ課題が多く、引き続き重点的に取り組みます。

精神疾患・精神障害に関する正しい理解の普及啓発を進めるとともに、精神科救

急システムの整備や、地域移行支援及び地域定着支援による退院や地域への定着の推進、就労支援施策との連携などにより、地域生活に向けた施策の充実を図っていきます。

(5) 障害の重度化・多様化への対応の強化

医療的ケアが必要な方や重症心身障害児者、強度行動障害のある方など重い障害により特別な支援が必要な方が地域で生活できるよう、サービス提供のほか、住まいの場の確保に向けた取り組みや社会参加、権利擁護などを推進します。

発達障害や難病等の慢性疾患、高次脳機能障害など障害の種類は多様化しています。障害者基本法の改正により障害のとらえ方も広くなり、就労や相談などについて障害や心身の状態に応じた支援が求められており、引き続き必要な支援を行っていくとともに、国の障害者制度改革の方向も見定めながら対応の強化に努めていきます。

V 施策の展開

1 各施策の概要

基本方針1 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進

(1) 市民理解と相互交流の促進

① 市民理解の促進

誤解や偏見、差別をなくすため、多様な媒体や機会等を活用して、障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を進めます。

② 相互理解と交流の促進

障害者週間(12月3日から12月9日)を中心に、障害の有無にかかわらず誰もが集い、交流できるイベント等を開催し、障害のある方に対する理解や関心が深められるよう努めます。

(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進

① 権利擁護の推進

生活設計や金銭管理等を行うことが困難な障害のある方に対して、本人の意思を尊重しながら、相談、福祉サービスの契約や財産を保護する制度の利用を支援し、権利の擁護を図ります。

② 虐待防止対策の推進

「障害者虐待防止法」をふまえ、障害者虐待の予防及び早期発見、障害のある方の保護や自立に向けた支援などを行う体制の整備を図るとともに、障害者虐待防止について普及啓発を進めます。

基本方針2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実

(1) 相談支援体制の強化

① 相談支援体制の整備

地域における連携体制の強化や人材育成体制の整備、相談体制の基盤の再構築等に向け、地域自立支援協議会の各区設置等、相談支援事業の再編強化を進めていきます。

② 多様な専門相談機関の充実

本市の相談機関(精神保健福祉総合センター、障害者更生相談所及び北部発達相談支援センター、南部発達相談支援センター)や自閉症児者相談支援センター、中途視覚障害者支援センター等の多様な専門相談機関の機能強化を行い、多様化する障害への相談機能を充実します。

③ ケアマネジメント推進体制の整備

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大等をふまえ、相談支援の提供体制の強化と質の確保に努めていきます。

(2) 障害児に対する支援の充実

① 障害児とその家族への支援

障害の早期発見や、年齢、発達等に応じた支援を行うとともに、就学前療育を充実し、子育て家庭の地域生活と障害のある子どもの自立等を支援します

② 放課後の居場所づくり

就学以降の健やかな成長と生活能力の向上等を図る放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進します。

③ 教育環境の充実

特別支援教育や教育相談等を通し、障害のある子どもの教育環境の充実を図ります。

④ 地域における療育の支援

児童福祉法の改正により再編される「児童発達支援センター」等の機能を活かし、地域における療育の支援を強化します。

(3) 障害特性等に対応した支援の充実

① 障害特性等に対応した特別な支援

医療的ケアが必要な方や重症心身障害児者、強度行動障害のある方など障害の状態に応じて特別な支援が必要な方々が、地域で安心して生活できるよう支援を行います。

② 心身の状態に応じた適切な支援

難病患者、高次脳機能障害のある方、中途視覚障害者など、現行の障害福祉サービスでは対応が困難な障害のある方に対し、心身の状態等に応じた、きめ細かな相談や支援等を行い、自立や社会参加を推進していきます。

(4) 保健・医療の推進

① 健診・受診の促進

障害の原因となる生活習慣病などの予防、二次障害、障害の重度化を防ぐため、必要な医療の給付や、健康診断、診療を受けることを勧奨していきます。

② 健康づくりの推進

心の健康づくりや食育、スポーツなどを通し、生涯にわたる心身の健康づくりを進めます。

③ 自殺予防対策の推進

平成23年11月に設置したこころの絆センター（自殺予防情報センター）を中心に関係機関と連携しながら、自殺対策の総合的な支援体制の強化等を進めます。

④ 精神科救急システムの整備

心の問題や精神疾患を抱える方々が、24時間365日、必要な医療を受けられるよう、精神科救急システムの整備を進めます。

基本方針3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備

(1) 地域で生活していくための環境整備

① 地域生活支援のための拠点の整備

身近な地域における適切なリハビリテーションの展開を図る拠点として、(仮称)青葉障害者福祉センターの整備に向けた検討を進めます。また、障害者更生相談所の機能を拡充し、(仮称)身体障害者総合支援センターを整備します。

② 住まいの場の確保等地域移行支援

身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るための基盤となる住まいの場と日中活動の場の整備を促進し、障害のある方が充実した地域生活を送ることができる環境の整備に努めます。

③ 地域住民同士の支え合いの体制構築

地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動や民生委員・児童委員、町内会、ボランティア団体等の様々な活動を通し、障害のある方を含めた地域住民同士による支え合いの取り組みを推進します。

④ 防犯対策の推進

障害のある方とその家族が犯罪に巻き込まれることがないように、機会をとらえて、犯罪被害防止に係る知識の普及を図ります。

(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

「ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準等に基づく建築物等のバリアフリー化の推進や障害の有無等にかかわらず誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの普及促進を図ります。

② 容易に移動できる環境の整備

歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など道路環境の整備、既存の鉄道駅やバス車両のバリアフリー化により容易に移動できる環境の整備を通し、社会活動の促進を図ります。

③ コミュニケーション支援の充実

視覚や聴覚等の障害により情報の取得や伝達に困難を生じる方について、手話、要約筆記、点字のほか、ICT等を活用し、情報のバリアフリー化、コミュニケーション手段の充実を図っていきます。

(3) 震災を踏まえた災害対応の強化

① 災害に備えた対策の推進

災害発生時に自らの命を守る対策や災害に備えた食料等の備蓄を促すほか、障害特性から必要となる物資等の準備の必要性について啓発するとともに、地域や関係機関等の連携・協力による支え合い活動を通して、災害対策を推進します。

② 災害時の支援体制の整備

支援を要する障害のある方とその家族が安心できる避難のあり方の検討を進めるとともに、安否確認、避難所への誘導などが迅速に行われる支援体制の整備を進めます。

③ 災害時におけるサービス提供体制の確保

障害者支援施設等における事業継続計画（BCP）の策定を促進し、災害時における障害者支援とサービスの提供の両立を図るとともに、被災してもいち早い事業再開が可能となる体制づくりを進めます。

基本方針4 就労や社会参加による生きがいづくり

(1) 多様な就労による生きがいづくり

① 多様な就労の場の創出

障害のある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように、多様な就労ニーズに対応し、障害特性・状態に応じた就労環境づくりを推進します。

② 就労促進に向けた普及啓発

障害のある方の就労について企業や市民の関心を高めるため、様々な媒体を活用するとともに、様々な機会をとらえて広報を行い、さらなる普及啓発を図ります。

(2) 障害者就労支援体制の充実

- ① 就労支援ネットワークの推進
各支援機関のネットワークをおとした総合的な支援を行うため、障害者就労支援センターを中心とした就労支援体制の充実を図ります。
- ② 個別ニーズに対応できる支援体制の整備
障害のある方の多様な就労ニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに、就労移行支援事業所等の支援者向けの体系的な研修システムを構築します。
- (3) スポーツ・文化・芸術活動への支援
 - ① スポーツ・レクリエーション活動の促進
スポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって、障害のある方の生活・活動の幅を広げていきます。
 - ② 文化・芸術活動の促進
障害のある方が主体的に文化・芸術活動に取り組むことができるよう、文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援します。
- (4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援
 - ① 当事者活動の推進
障害のある方の自主的な活動を推進するため、自ら支え合うセルフヘルプグループや同じ障害のある人の相談に応じるピアカウンセリングなど、互いに励まし支え合う活動等を支援します。
 - ② 社会的活動への参加促進
障害のある方の社会参加や自立を促進するため、ボランティアへの参加などの社会的活動への参加を促進します。

基本方針5 サービスの充実と質の向上

- (1) サービスを選択できる環境の整備
 - ① 障害福祉サービス提供体制の整備
訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等について、障害のある方とその家族がいつでもどこでも必要とするサービスを選択し、利用できる基盤の整備を促進します。
 - ② 地域生活を支える各種サービスの提供
相談支援事業、移動支援事業など自立支援法の地域生活支援をはじめとした多様なサービスを提供し、一人ひとりに合ったきめ細やかなサービスの提供を図ります。
 - ③ サービスの質の維持向上を図る指導
障害のある方が利用するサービスの質を維持し、向上を図るため、事業者への指導等を行っていきます。
- (2) 人材の育成・確保
 - ① 障害福祉に従事する人材育成・研修の充実
行政、各団体など多様な主体による専門分野に関する研修会などを活用し、障害に関する専門性を備えた人材の育成を図っていきます。
 - ② ボランティアなど地域で支える担い手の確保
各種事業の実施や各団体などの取り組みを通し、ボランティアの養成やボランティアへの関心を高め、市民の活動への参加を促します。

2 第3期障害福祉計画における障害福祉サービスの数値目標及び見込量等 【24年度～26年度】

(1) 数値目標

障害のある方の自立支援の観点から、施設から地域生活への移行や就労支援といった主要な課題に対応するため、国の基本指針※に即すとともに、本市における第1期計画及び第2期計画期間中の実績等を踏まえて数値目標を設定します。

※障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(なお、数値目標は、案段階の基本指針の改正案を参考に設定しており、基本指針の改正によっては変更する可能性があります。)

① 施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している方（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、地域生活への移行者数の数値目標を設定します。

平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の全施設入所者数689人の4割に当たる275人の地域移行を目指します。

また、平成26年度末時点の施設入所者数を、平成17年10月1日時点と比べて172人（689人の25%）少ない517人とします。

項目	第3期計画 数値目標	第2期計画 数値目標	22年度実績 (累計)
施設入所者の地域生活への移行者数	275人	172人	17人 (143人)
施設入所者数	517人	591人	597人

② 福祉施設から一般就労への移行

平成26年度において、平成17年度実績の19人の5倍以上、100人の移行を目指します。また、福祉施設利用者4,182人のうち15%の628人が就労移行支援事業を利用し、就労継続支援事業の利用者の15%が就労継続支援(A型)事業の利用することを目指します。

項目	第3期計画 数値目標	第2期計画 数値目標	22年度実績
福祉施設から一般就労への移行者数	100人	76人	91人
就労移行支援事業利用者数	628人	—	—
就労継続支援(A型)利用者割合	15.0%	—	—

(2) 見込量の推計の考え方

各サービスの利用者数及び量の見込みについては、現在の利用者数や特別支援学校卒業者数、これまでの利用者数、施設等からの地域移行者数などの推移を踏まえて設定します。

現在、障害者自立支援法における障害福祉サービスの児童デイサービス、地域生活支援事業の障害児タイムケア事業については、法改正により、平成24年4月から

児童福祉法の児童発達支援になりますが、本計画においては、障害福祉サービスと同様に見込量を推計します。

(3) 障害福祉サービス等の提供体制確保のための方策等

訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービスについては、既存のサービス事業所による対応を継続するとともに、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）など、需要の増加が見込まれるサービスについては、事業者に対して適切な情報提供を行うなどしながら、サービスの量的な拡大を図り、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

障害福祉サービス等を適切に利用することができるような利用計画の策定をはじめ、施設や病院からの地域移行、障害のある方が身近な地域で暮らし続ける支援の充実を図っていくため、各区保健福祉センター、精神保健福祉総合センター、障害者更生相談所、北部発達相談支援センター、南部発達相談支援センター及び指定相談支援事業所等が連携しながら、見込量の確保に向けた相談支援機能の強化に努めます。

また、平成24年4月からは、宮城県から本市へ事業者指定事務の権限等が移譲されることとなっており、事業者への指導等を通し、サービスの質の向上を図っていきます。

(4) 地域生活支援事業提供体制確保のための方策等

地域生活支援事業は、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等により効率的・効果的に実施する事業です。実施が義務づけられている必須事業と、市町村の判断により地域の実情に応じて実施するものがあります。

必須事業は、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業及び地域活動支援センターとなっています。

相談支援事業については、地域自立支援協議会の各区設置を進める等、相談支援体制の再編強化に取り組むとともに、各種相談に応じ、障害のある方一人ひとりに即したサービスの利用を援助する質の高いケアマネジメント、必要な情報提供等を行う相談支援体制の確保を図っていきます。

成年後見制度利用支援事業、手話通訳や要約筆記等のコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業及び移動支援事業については、現在の体制を基本に提供体制を確保します。地域活動支援センターについては、障害特性等に応じた活動の機会や場の提供の確保を図っていきます。

発達障害者支援センター運営事業については、北部及び南部の発達相談支援センター2館体制により支援を行っていきます。

生活支援事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業などの各種事業については、障害のある方が生きがいをもって自立した地域生活を送ることができるよう、現体制を基本にサービス提供体制を確保します。

(5) 障害福祉サービス、地域生活支援事業等の見込量

① 障害福祉サービス等の見込量

サービスの種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 訪問系サービス				
①居宅介護、②重度訪問介護 ③同行援護、④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援	時間分/月	41,445	44,097	46,951
	利用者数/月	1,559	1,678	1,809
(2) 日中活動系サービス				
①生活介護	人日分/月	26,679	28,266	29,891
	利用者数/月	1,461	1,548	1,637
②自立訓練（機能訓練）	人日分/月	303	310	319
	利用者数/月	46	47	48
③自立訓練（生活訓練）	人日分/月	964	1,069	1,188
	利用者数/月	73	81	90
④就労移行支援	人日分/月	5,966	7,128	8,290
	利用者数/月	452	540	628
⑤就労継続支援A型	人日分/月	4,178	4,732	5,287
	利用者数/月	211	239	267
⑥就労継続支援B型	人日分/月	20,814	21,977	23,285
	利用者数/月	1,352	1,427	1,512
⑦療養介護	利用者数/月	113	114	115
⑧短期入所	人日分/月	1,285	1,285	1,285
	利用者数/月	185	185	185
(3) 居住系サービス				
①共同生活援助 ②共同生活介護	利用者数/月	592	638	685
③施設入所支援	利用者数/月	577	547	517
(4) 相談支援				
①計画相談支援	利用者数/月	418	801	1,220
②地域移行支援		15	18	21
③地域定着支援		10	12	14

② 地域生活支援事業等の見込量の続き

ii 地域生活支援事業等の見込量

サービスの種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 地域生活支援事業(必須事業)				
① 相談支援事業				
i) 相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	17	17	17
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
障害児療育支援事業	実施箇所数	5	5	5
ii) 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
② コミュニケーション支援事業	手話通訳者利用者数/年	1,800	1,800	1,800
	手話奉仕員等利用者数/年	1,034	1,147	1,273
③ 日常生活用具給付事業				
i) ~ vi) 合計	給付件数/年	20,074	22,050	24,224
i) 介護・訓練支援用具		133	152	174
ii) 自立生活支援用具		171	172	173
iii) 在宅療養等支援用具		335	368	404
iv) 情報・意思疎通支援用具		181	182	183
v) 排泄管理支援用具		19,209	21,129	23,241
vi) 居宅生活動作補助用具		35	37	39
vii) 修理費		10	10	10
④ 移動支援事業				
	利用時間分/年	116,432	130,520	146,313
	利用者数/年	714	792	879
⑤ 地域活動支援センター				
	実施箇所数	27	27	27
	利用者数/年	333	362	371
(2) 発達障害者支援センター運営事業				
	実施箇所数	2	2	2
	利用者数/年	2,459	2,508	2,558

(ii 地域生活支援事業等の見込量の続き)

(3) 地域生活支援事業(その他の事業)				
①福祉ホーム事業	実施箇所数	3	3	3
	利用者数/年	55	55	55
②訪問入浴サービス事業	利用者数/年	102	103	104
③身体障害者自立支援事業	利用者数/年	10	10	10
④重度障害者在宅就労促進特別事業	利用者数/年	20	20	20
⑤生活支援事業				
i)生活訓練等事業	利用者数/年	950	950	950
ii)本人活動支援事業	利用者数/年	60	60	60
iii)ボランティア活動支援事業	利用者数/年	180	180	180
iv)福祉機器リサイクル事業	利用者数/年	60	60	60
v)知的障害者自立体験ステイ事業	利用者数/年	60	60	60
vi)発達障害児自立支援事業	利用者数/年	4	6	8
vii)自閉症児者地域生活支援事業	利用者数/年	190	201	213
⑥日中一時支援事業	回数/年	2,021	2,021	2,021
	利用者数/年	41	41	41
⑦生活サポート事業	利用者数/年	1	1	1
⑧社会参加促進事業				
i)ｽﾎｰﾌﾟ-ﾌﾞﾚｲｸﾞﾚｰｼｮﾝ教室開催事業	参加者数/年	4,171	4,242	4,315
ii)芸術・文化講座開催等事業	参加者数/年	12,041	12,643	13,275
iii)点字・声の広報等発行事業	利用者数/年	1,051	1,075	1,100
iv)奉仕員養成研修事業				
手話奉仕員	養成講習 終了者数 /年	40	40	40
要約筆記奉仕員		20	20	20
点訳奉仕員		10	10	10
朗読奉仕員		10	10	10
v)自動車運転免許取得・改造助成事業	助成者数/年	60	60	60

サービスの種類	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
放課後等デイサービス	人日分/月	9,505	9,937	10,251
	利用者数/月	1,246	1,301	1,341

※23年度までの障害者自立支援法における「児童デイサービス」と「障害児タイムケア事業」となります。

VI 計画の推進

計画の推進にあたっては、各主体の連携・協調のもと、障害の有無にかかわらず誰もが安心して地域生活ができるような支援体制の整備を進めながら、社会全体で障害のある方を包み込み、自立と社会参加等を支援していきます。

また、本市の厳しい財政状況や社会情勢の変化等に応じ、必要な見直し等を行い、施策の重点化を図るとともに、新たに設置する審議会において、継続的に計画の進捗状況を点検・評価し、見直しや次期計画に反映させていきます。

1 各主体の役割

施策の推進にあたっては、行政はもちろんのこと、障害者団体等、企業等、地域、市民等との協働・連携が必要であり、各主体がつながり、支え合いながら、社会全体の取り組みとして進めていきます。

(1) 行政の役割

本市は、国や宮城県、関係機関と協調し、行政だけでなく、様々な主体と連携した支援のネットワークを強化し、障害のある方が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

(2) 障害者団体等の役割

地域や団体間の連携を進め、生活の支援や当事者活動の促進を図り、障害のある方の自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

(3) 企業等の役割

障害のある方の自立した生活に向け、雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障害者の住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。

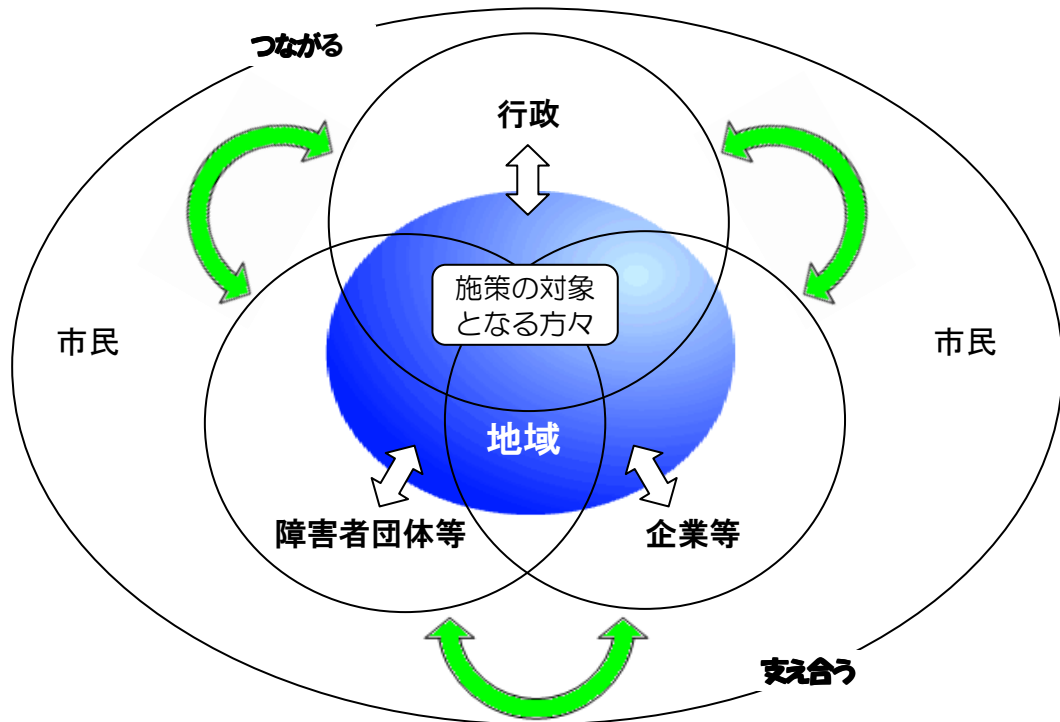
(4) 地域の役割

地域は、市民、団体、企業等様々な主体で構成されています。大震災を契機に地域の絆の重要性があらためて認識されたところであり、地域の誰もが互いにつながりながら、障害があっても安心して生活できる環境づくりに取り組むことが期待されます。

(5) 市民の役割

様々な主体や社会を構成しているのは市民一人ひとりです。

障害のある方やその家族を孤立させることのないよう、市民が、障害のある方に対し無関心にならず、正しい理解と意識を持って、誰もがつながり、支え合う地域、社会の実現に向けて努力していく必要があります。



2 推進体制

障害者基本法の改正により，都道府県及び政令指定都市は，新たに審議会その他の合議制機関の設置が義務づけられ，次の役割を担うこととされました。

- (1) 市町村障害者計画策定にあたっての意見
- (2) 施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視
- (3) 施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議

本市としては，現在の障害者施策推進協議会を改め，新たな審議会として立ち上げ，障害者保健福祉計画及び第3期障害福祉計画の進捗状況の監視（モニタリング）を通し，計画を評価，その結果を公表し，必要に応じて見直しを行うとともに，次の計画や施策等に反映させていきます。